

# 畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式について

令和3年11月  
農林水産省

# 畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方

令和4年2月1日以後に共済責任期間が開始する年産の畑作物共済の共済関係(ばれいしょ及び蚕繭を共済目的とする共済関係のうち同日より前に令和4年産のものに係る共済責任期間が開始するものの引受を行っている県におけるもの並びにさとうきび及び茶を共済目的とする共済関係にあっては、令和5年産のものに係る共済関係)から適用する共済掛金標準率は、次により算定する。

- 共済掛金標準率は、過去一定年間の被害率を基礎として、組合等の積立金の水準に応じた調整を行って算定する。
- 今回の改定料率は、令和4年2月1日以後に共済責任期間が開始する年産(令和4年産)からの共済関係を対象とすることを基本とするが、同日より前に令和4年産のものに係る共済関係の共済責任期間が開始することとなると見込まれる一部の品目については、令和5年産以降のものを対象とする。

共済目的の種類	令和4年産のもの共済責任期間の開始時期 (令和5年産から対象とするもの)
ばれいしょ	移植期から 宮崎県 令和4年1月頃から 鹿児島県 令和3年12月頃から
蚕繭	桑の発芽期(農林水産大臣が特定の地域における春蚕繭につき桑の発芽期前の日を定めたときは、その地域については農林水産大臣の定めた日)から 岩手県 令和3年12月10日から 山形県 令和3年12月1日から 福島県 令和4年1月31日から 長野県 令和3年12月20日から
さとうきび	発芽期(移植をする場合にあっては移植期)から 令和3年7月頃から
茶	冬芽の生長停止期から 令和3年12月初旬頃から

# I - 1 基礎被害率

## I 地域インデックス方式以外の引受方式

### 1 基礎被害率

共済目的の種類ごと、引受方式ごと及び補償割合ごと並びに都道府県の区域(全国連合会にあっては、農林水産大臣が定める区域)ごとに、直近20年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

- 畑作物共済の共済掛金標準率は、共済目的の種類(さらにこれを細分化した類区分)\*ごと、引受方式ごと及び補償割合ごと並びに都道府県の区域ごとに設定することから、被害率もこの区分ごとに整理する。

共済目的の種類	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
引受方式	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式
補償割合	90%、80%、70%、60%、50%

※ 基礎被害率を算定する段階では、一定のまとまりのある「共済目的の種類」ごとに整理し、共済掛金標準率を算定する段階で「類区分」ごとに按分する。

- 直近20年間として平成13～令和2年産のデータを用いて、各年の実績金額被害率を次のとおり算定する。

$$\text{実績金額被害率(\%)} = \text{支払われた共済金} \div \text{共済金額}$$

- 「必要に応じて修正を行う」とは、引受実績のない引受方式についても、引受実績のある引受方式の被害率から換算して、被害率を算定すること等をいう。

# I - 2 畑作物通常標準被害率

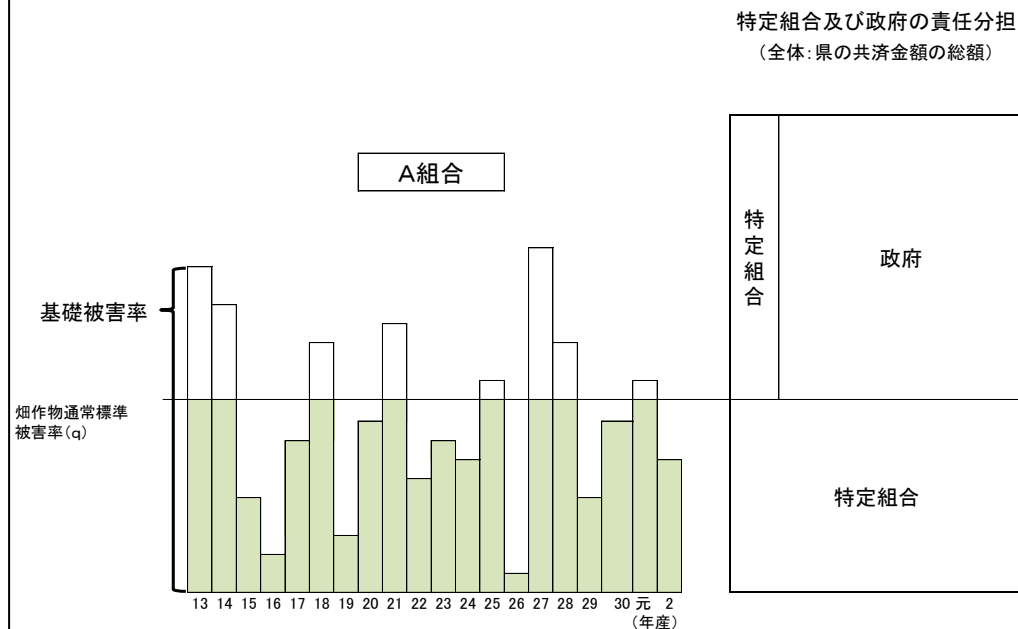
## 2 畑作物通常標準被害率

共済目的の種類ごと、引受方式ごと及び補償割合ごと並びに都道府県の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち畑作物通常標準被害率(q)以下の部分の平均値を $p_1$ とすると、次式を満たすように畑作物通常標準被害率を定める。

$$p_1 = 0.9q - 0.8$$

○ 「畑作物通常標準被害率」とは、共済金額のうち比較的軽微な被害に対応する部分として、共済団体が支払責任を負う共済金の上限に対応する。

○ 組合の事業運営の安定を確保する観点から、組合が一定の責任を有しつつも、組合の支払責任額のうち掛金収入で賄えない部分(いわゆる不足率)が過度にならないよう、所定の算定式により、畑作物通常標準被害率(q)を定める。

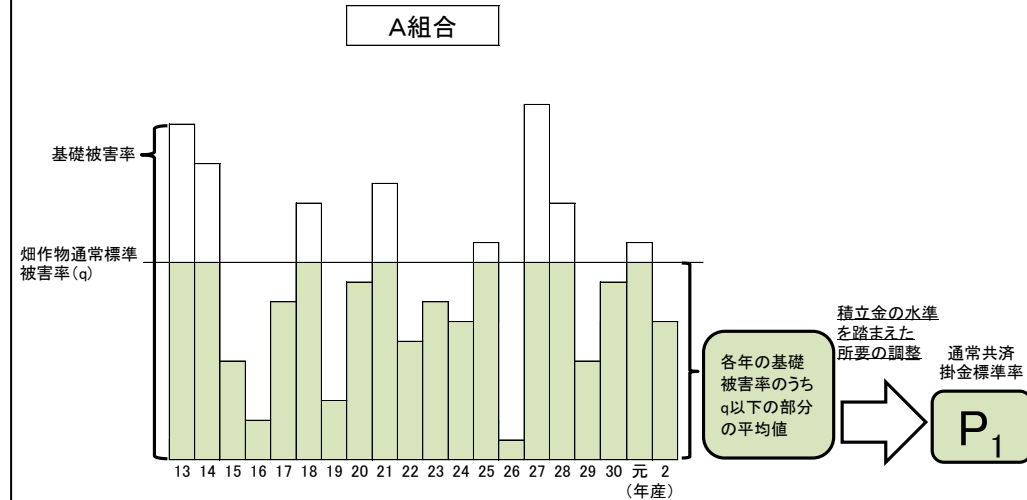


# I-3-(1) 共済掛金標準率

## 3 共済掛金標準率

(1) 共済目的の種類ごと、引受方式ごと及び補償割合ごと並びに都道府県の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、畑作物通常標準被害率以下の部分の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の畑作物共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを通常共済掛金標準率とする。

- 各年の基礎被害率のうち、畑作物通常標準被害率(q)以下の部分を基礎として、「通常共済掛金標準率( $P_1$ )」を定める。



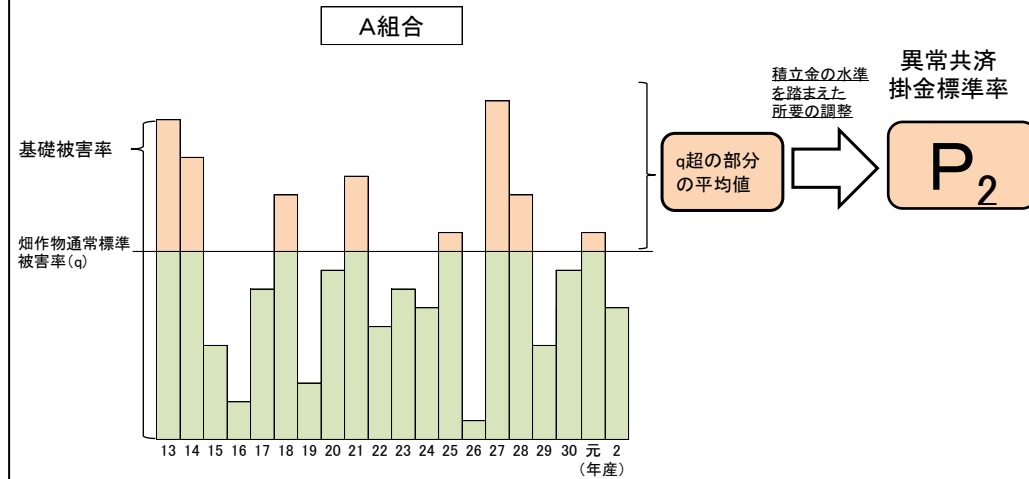
＜組合等の積立金の水準を踏まえた所要の調整について＞

- 共済団体に積立金が多く蓄積されている場合は、農家負担を軽減しつつ、国庫負担の軽減を図るため、共済団体の積立金の水準に応じて、通常共済掛金標準率の引下げを行う。
- 共済団体に積立金が十分でない場合は、共済団体の支払い不能を防ぐため、通常共済掛金標準率に安全率を付加する。

# I - 3 - (2) 共済掛金標準率

(2) 共済目的の種類ごと、引受方式ごと及び補償割合ごと並びに都道府県の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、畑作物通常標準被害率を超えるもののその超える部分の平均値を算定し、その平均値に対し、国の食料安定供給特別会計農業再保険勘定に係る積立金の状況を踏まえた所要の調整を行ったものを異常共済掛金標準率とする。

- 各年の基礎被害率のうち、畑作物通常標準被害率(q)を超える部分を基礎として、「異常共済掛金標準率( $P_2$ )」を定める。



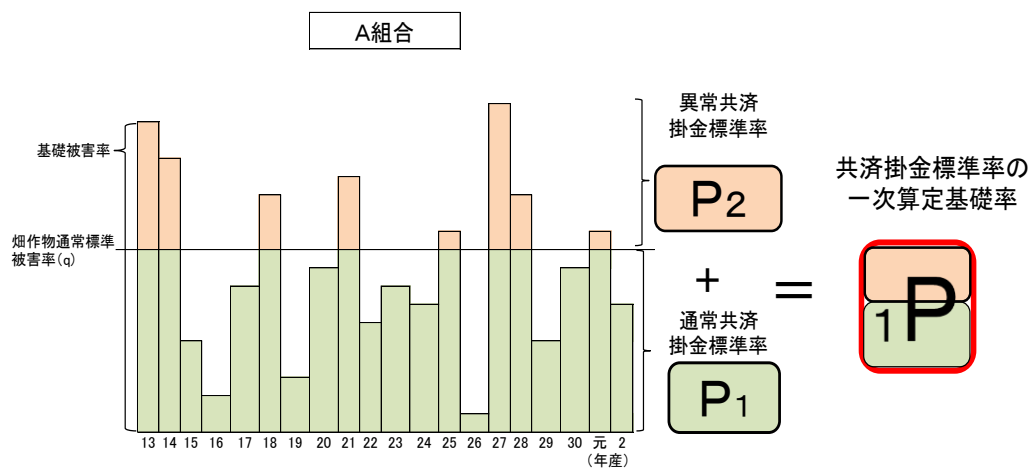
<国の積立金の状況を踏まえた所要の調整について>

- 国の食料安定供給特別会計農業再保険勘定の積立金の状況を踏まえ、農家負担を軽減しつつ、国庫負担の軽減を図るため、今回の改定においては、異常共済掛金標準率の引下げ(1/2カット)を行う。

# I - 3 - (3) 共済掛金標準率

(3) 通常共済掛金標準率及び異常共済掛金標準率を合計して得た率を共済掛金標準率の一次算定基礎率とする。

○ 「通常共済掛金標準率( $P_1$ )」と「異常共済掛金標準率( $P_2$ )」を合計して、「共済掛金標準率の一次算定基礎率( ${}_1P$ )」とする。



# I - 3 - (4) 共済掛金標準率

(4) 類区分が定められている共済目的の種類についての当該類区分によって引受を行う引受方式については、類区分ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率の一次算定基礎率に一致し、かつ、その相互の比が各類区分の危険の程度を表示する指数の比に一致するように共済掛金標準率の一次算定基礎率を按分したものを共済掛金標準率の二次算定基礎率とする。

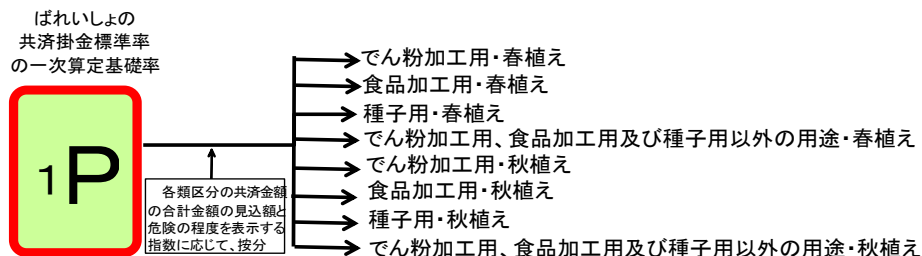
類区分が定められている共済目的の種類についての当該類区分によらず引受を行う引受方式及び類区分が定められていない共済目的の種類については、共済掛金標準率の一次算定基礎率を共済掛金標準率の二次算定基礎率とする。

○ 品種、栽培方法等に応じて、「類区分」が定められている共済目的の種類については、「共済掛金標準率の一次算定基礎率( $_1P$ )」を類区分ごとに按分して、「共済掛金標準率の二次算定基礎率( $_2P$ )」とする。

類 区 分	ばれいしょ	・でん粉加工用、食品加工用、種子用、 これら以外の用途 ・春植え、秋植え
	大豆	・乾燥子実、未成熟子実 ・黒大豆以外、丹波黒、丹波黒以外の黒大豆 ・食品加工用、それ以外の用途
	いんげん	手亡類、金時類及びうずら類、大福類及び とら豆類、べにばないんげん
	茶	・防霜施設を用いて露地栽培、防霜施設を 用いず露地栽培、被覆栽培 ・在来種、在来種以外
	そば	夏そば、秋そば
	スイートコーン	食品加工用、それ以外の用途
	蚕繭	春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭

※ 全相殺方式のうち、白色申告用に記帳した帳簿により収穫量を把握する方法の場合は、類区分によらず引受を行い、共済掛金標準率の一次算定基礎率を共済掛金標準率の二次算定基礎率とする。

〈類区分がある場合の例〉共済掛金標準率の二次算定基礎率



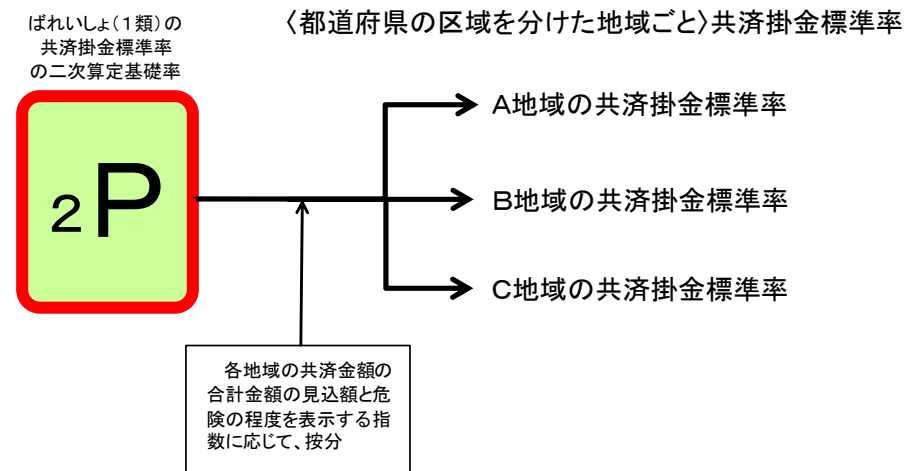


# I - 3 - (5) 共済掛金標準率

(5) 農林水産大臣が特定の類区分につき都道府県の区域を細分した地域を定めた場合は、当該地域ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が当該都道府県の共済掛金標準率の二次算定基礎率に一致し、かつ、その相互の比が各地域の危険の程度を表示する指数の比に一致するように共済掛金標準率の二次算定基礎率を按分したものを当該地域の共済掛金標準率とする。

都道府県の区域を細分化した地域を定めない場合は、共済掛金標準率の二次算定基礎率を共済掛金標準率とする。

○ 「地域」ごとの被害の発生状況による危険の程度に応じて都道府県の区域を分けた場合は、「共済掛金標準率の二次算定基礎率( ${}_2P$ )」を地域ごとに按分したものが「共済掛金標準率」となる。



## Ⅱ 地域インデックス方式

### 1 基礎被害率

類区分ごと、補償割合ごと及び統計単位地域ごとに、統計単収から計算される直近20年間における各年の被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

### 2 共済掛金標準率

(1) I の2から I の3の(2)までに準じて、畑作物通常標準被害率、通常共済掛金標準率及び異常共済掛金標準率を算定する。

(2) 通常共済掛金標準率及び異常共済掛金標準率を合計して得た率を共済掛金標準率とする。

○ 地域インデックス方式については、統計単収のデータがある区分ごとに共済掛金標準率を設定する。

類区分	ばれいしょ	春播き、秋播き
	大豆	・乾燥子実(田で耕作、畑で耕作) ・未成熟子実
	小豆	小豆
	いんげん	いんげん
	てん菜	田で耕作、畑で耕作
	さとうきび	さとうきび
	茶	茶
	そば	田で耕作、畑で耕作
	スイートコーン	スイートコーン
	たまねぎ	たまねぎ
	かぼちゃ	かぼちゃ
補償割合	90%、80%、70%	
統計単位地域	・ばれいしょ、大豆(乾燥子実)、てん菜、そば及びたまねぎは市町村ごと ・大豆(未成熟子実)、小豆、いんげん、さとうきび、茶、スイートコーン、かぼちゃは都道府県ごと	

## 農業共済の共済掛金率の調整措置

平成23年度から、共済団体の保有する積立金の水準に応じて、共済掛金率の調整措置を行っている。

積立金の水準	引下げ幅	畑作物共済
判定水準の5倍以上	4/5カット	4
判定水準の3～5倍	2/3カット	3
判定水準の2～3倍	1/2カット	2
判定水準の1.5～2倍	1/3カット	4
判定水準の1.25～1.5倍	1/5カット	1
判定水準の1～1.25倍	調整を行わない	3
判定水準の0～1倍	安全率を付加	30
判定水準の0未満	安全率を付加	5
計		52

(注1) 判定水準は、共済団体の最大不足額(共済団体が責任を持って最大限支払わなければならない金額)の6年分に相当する金額である。

(注2) 掛金率引下げ後の積立金の水準が判定水準を割り込む場合は、引下げ幅を1段階下げる。

(注3) 対象組合等数は現時点(11月現在)のものであり、令和4年1月(予定)に告示する料率の対象組合等数とは異なる場合がある。

## 積立金の水準別の組合等数の推移

		今回(令和3年度)								
積立金の水準		前回改定時の組合等数	0未満 (安全率付加)	0～1 (安全率付加)	1～1.25 (調整なし)	1.25～1.5 (1/5カット)	1.5～2 (1/3カット)	2～3 (1/2カット)	3～5 (2/3カット)	5以上 (4/5カット)
前回 (30年度)	5以上 (4/5カット)	4		1						3
	3～5 (2/3カット)	0								
	2～3 (1/2カット)	4							3	1
	1.5～2 (1/3カット)	2		1				1		
	1.25～1.5 (1/5カット)	1		1						
	1～1.25 (調整なし)	4		2			2			
	0～1 (安全率付加)	75	7	55	3	4	5	1		
	0未満 (安全率付加)	17	6	9		1	1			
	計	107	13	69	3	5	8	2	3	4

(備考) 組合の合併等があった場合は、合併前の組合等でカウント。

(参考) 畑作物共済の金額被害率の推移 (全国平均)

(単位: %, 億円)

年産	ばれいしよ	大豆	小豆	いんげん	てん菜	さとうきび	茶	そば	スイートコーン	たまねぎ	かぼちゃ	ホップ	蚕繭	主な被害
10	5.2	22.1	6.9	3.5	2.4	1.3	1.2	—	—	—	—	7.2	2.3	大豆:長雨・台風により根腐れ・湿潤害等、北海道で積雪により埋没被害が発生。
11	3.9	6.1	5.5	5.6	5.2	1.7	7.6	—	—	—	—	0.7	2.3	
12	3.7	4.6	2.6	31.0	5.8	4.1	2.5	—	—	—	—	1.0	1.7	
13	2.2	5.4	17.2	14.1	0.5	2.2	10.1	—	—	—	—	1.1	2.4	
14	2.3	8.7	22.2	2.5	0.3	9.9	2.4	—	4.1	7.8	14.6	2.6	2.7	
15	1.7	12.1	31.1	10.2	0.1	5.2	1.1	—	5.5	1.6	7.6	3.8	3.4	
16	1.1	27.8	1.1	1.7	0.1	11.8	7.4	—	3.0	0.7	10.3	8.3	2.3	観測史上最多の台風上陸により被害が発生。
17	1.2	5.3	0.5	0.6	0.4	6.7	2.4	—	5.0	6.0	6.0	1.1	1.7	
18	2.6	9.1	1.6	7.9	4.7	2.9	5.3	—	6.8	1.6	5.8	6.0	1.4	
19	3.0	6.3	0.7	3.8	1.3	0.7	3.6	8.5	3.7	5.4	11.9	2.6	0.6	
20	3.2	3.3	1.0	0.3	0.5	0.5	4.7	15.6	2.1	3.7	6.3	0.7	1.0	
21	7.0	8.5	9.2	20.8	3.3	1.6	13.5	29.6	7.4	6.9	17.3	11.4	1.1	茶:4月の低温により新芽の枯死が多発。 そば:7月の低温により結実不良等が多発。
22	9.6	6.7	2.5	2.1	28.7	2.0	5.9	9.6	7.9	7.1	13.3	2.2	1.8	ばれいしよ:高温・多雨により着いも数が減少。 てん菜:高温・多雨により褐斑病や黒根病等が発生。
23	3.8	6.3	3.9	50.2	5.8	17.4	7.8	15.3	5.8	9.6	12.8	2.6	3.3	いんげん:集中豪雨・台風により被害が発生。 さとうきび:春先の日照不足により生育不良、台風により被害が発生。
24	3.0	9.2	0.5	4.8	4.6	13.4	3.2	4.0	4.3	2.3	6.0	0.9	1.0	さとうきび:台風16号・17号により折損・塩害が発生。
25	2.8	5.0	1.0	7.7	2.2	7.7	5.7	16.4	6.4	9.7	6.4	4.0	2.3	
26	0.9	5.6	0.4	0.8	1.4	13.0	3.5	17.3	4.1	1.8	6.4	3.9	1.1	さとうきび:台風により茎葉の折損が多発。 そば:台風により株の倒伏が多発。
27	0.7	7.8	1.3	0.4	0.2	4.3	4.1	4.4	3.7	0.3	3.6	2.9	1.0	
28	5.1	11.0	19.7	57.9	9.3	0.4	1.3	12.4	26.0	3.4	8.8	5.4	1.7	北海道で台風により風水害・雨害湿潤害の被害が発生。
29	0.9	5.2	0.6	0.3	0.2	3.0	2.2	7.2	3.1	0.7	4.9	2.3	0.9	
30	3.3	13.6	9.8	13.7	1.3	3.1	3.9	23.6	11.1	2.3	19.8	4.9	1.1	大豆、いんげん、そば、スイートコーン、かぼちゃ:北海道で低温、日照不足、多雨による 湿害、生育抑制等が発生。
令和元年	1.0	11.8	1.6	4.1	0.7	3.8	8.5	5.2	4.1	1.0	6.0	1.4	2.3	大豆:九州の一部の県について日照不足、大雨、台風等の影響による被害。 茶:静岡県において、生育期間の天候不順等により生育が抑制された。
2	2.4	8.0	2.0	17.1	0.6	1.1	11.6	5.8	3.9	0.3	4.2	2.4	1.6	いんげん:登熟期の高温により粒の肥大化が抑制、収穫期の降雨、日照不足。 茶:静岡県で4月下旬から5月上旬に雨不足と低温が続いたことから芽伸びが抑えられた。
10~29年産 平均 ②	3.2	8.8	6.5	11.3	3.9	5.5	4.8	12.8	6.2	4.3	8.9	3.5	1.8	
13~令和2年産 平均 ②	2.9	8.8	6.4	11.0	3.3	5.5	5.4	12.5	6.2	3.8	9.1	3.5	1.7	
②/①	90.4	100.4	98.8	97.7	85.9	100.7	113.2	97.9	100.5	88.6	102.0	99.8	96.3	

(参考)02年産 共済金額	415	409	115	31	523	85	3	35	24	230	24	3	1
------------------	-----	-----	-----	----	-----	----	---	----	----	-----	----	---	---

(備考) 令和2年産の金額被害率については、品目により農林水産統計が公表されていないため、地域インデックス方式を除いた数値である。

(参考)畑作物共済の共済掛金標準率の算定結果(全国平均)

(単位:%)

主要な 共済目的の種類	引受方式	補償 割合	現行 (30年度改定)	P <sub>2</sub> 50%カット前		P <sub>2</sub> 50%カット後	
				改定(案)	現行比	改定(案)	現行比
ばれいしょ	全相殺	9割	3.431	3.201	93.3	2.938	85.6
	地域インデックス	9割	1.387	1.251	90.2	0.842	60.7
大豆	全相殺	9割	8.855	9.041	102.1	7.334	82.8
	半相殺	8割	5.397	6.176	114.4	4.783	88.6
	地域インデックス	9割	5.392	5.605	104.0	3.360	62.3
てん菜	全相殺	9割	4.161	3.550	85.3	2.700	64.9
	地域インデックス	9割	1.631	1.573	96.4	1.046	64.1
さとうきび	全相殺	8割	6.069	6.103	100.6	4.717	77.7
	地域インデックス	9割	3.931	3.935	100.1	2.347	59.7
茶	半相殺	7割	5.148	5.475	106.4	4.131	80.2
	地域インデックス	9割	0.694	0.612	88.2	0.411	59.3
	災害収入	8割	4.417	5.611	127.0	4.976	112.7
そば	全相殺	8割	10.401	11.028	106.0	9.106	87.6
	地域インデックス	9割	10.785	9.454	87.7	5.538	51.3

(備考)算定結果(全国平均)の全体版は参考資料1参照。